

平成 19 年版 わかる宅建

(2665)

【正誤のお知らせの追加】

平成 19 年 6 月 20 日
株住宅新報社
法律・資格図書編集部
TEL : 03-3504-0361

【正誤】 上記書籍に、以下の誤りがあります。追加してご訂正をお願いします。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P489 上部表の下 ※印の 2 行目	に関する事項の①～⑫,	に関する事項 (③, ⑨, ⑪, ⑫ を除く),

平成 19 年版 わかる宅建

(2665)

【法改正による修正・正誤のお知らせ】

平成 19 年 4 月 25 日
株住宅新報社
法律・資格図書編集部
TEL : 03-3504-0361

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、試験は、平成 19 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題されます。

ページ・位置	新規追加
P551 見出し 「(2)控除期間等」の 右側の欄外に追加	控除額の特例の制度を利用する場合は、控除期間は 15 年間、控除率は 0.6% (11～15 年目は 0.4%) となる。

【正誤】 以下のような誤りがありましたので、ご訂正をお願いします。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P183 欄外の囲み， 上から5～6行目	賃貸人が責任を負うか，	賃借人が責任を負うか，
P277 下の表から 上2行目の本文	計画区域は，市町村が指定 する。	計画区域は， 都道府県 が指定す る。
P284 表内 種類/商業系(2)・商 業地域	※特例容積率適用区域を 定めることができる	削除
P310 (まとめ)表内 準都市計画区域/ ①1行目	美観地区	景観地区

P491 の表「必要的記載事項（必ず記載）」の修正につきまして，【正誤表】が差し
挟んでありますが，再度，下記の修正をお知らせします。

**(正)：⑥～⑬の事項は，「必要的記載事項（必ず記載）」ではなく，「任意的記
載事項（契約に定められた場合には，必ず記載）」になります。**